

郡山市育成医療認定に係る医学的審査事務取扱要綱

1 目的

郡山市障害者自立支援医療給付要綱（平成 18 年 3 月 28 日付け）に基づく育成医療給付事業の要否等について、公正中立な立場から、小児科医及び整形外科医等の専門医師（以下「専門医師」という。）による医学的審査を行うことにより、育成医療の適正な実施を図ることを目的とする。

2 審査員

審査は、専門医師 2 名に依頼することとし、審査員の依頼期間は 2 年以内とする。ただし、再依頼を妨げない。

3 審査区分

次に該当する場合で、申請者が申請の資格を有すると認められたときは、受診者についての育成医療の対象となる障がいの種類、具体的な治療方針、入院、通院回数等の医療の具体的な見通し及び育成医療によって除去軽減される障がいの程度について、医学的審査を行う。

- (1) 新規に育成医療の認定を行うとき。
- (2) 認定期間が終了し、再度認定を行うとき。
- (3) 認定の有効期間において、医療の具体的方針の変更を行うとき。

4 審査依頼

市は、審査員に医学的審査を依頼する場合は、次の書類により、毎月 1 回程度依頼する。

- (1) 育成医療審査表（別紙様式）
- (2) 医療意見書（原本）

5 審査の実施

審査員は、「4 審査依頼」により依頼があったときには、審査を行い、審査結果を育成医療審査表（別記様式）に記入し、署名及び捺印をする。

6 給付の決定

市は、医学的審査を行ったのちに、速やかに給付するか否かを決定し、申請者に通知するものとする。

7 その他

この要綱に定めるもののほか必要な事項は、別に定める。

附 則

- 1 この要綱は、平成 31 年 4 月 1 日から施行する。